

第9号様式（分配予納・清算確定）申告書の記載のしかた

（平成23年4月）

- 平成22年10月1日以降に解散した法人は清算所得に対する課税が廃止され、所得に対して課税されるため、清算中の法人は解散をしていない法人と同様に第6号様式で申告する必要があります。
- この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載のしかたにおいて「平成22年旧地方税法」といいます。）第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告）をする場合又はこれに係る修正申告（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告）をする場合に使用します。
- 記載のしかたについては、申告書控用の裏面にある「記載要領」及びこの「記載のしかた」をご覧ください。
- 9号申告書については、京都府の不均一課税の摘要はありません。適用税率については、この「記載のしかた」に掲げる税率表をご覧ください。

■ 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください（「この申告により納付すべき法人税割額⑩」の欄、「この申告により納付すべき均等割額⑪」の欄、「この申告により納付すべき事業税額⑫」の欄又は「この申告により納付すべき地方法人特別税額⑬」の欄に記載すべき金額が赤字額となる場合で、その金額に10円単位の端数があるときは、これらの欄の「00」を「0」としたうえで記載します。）。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「清算人自署押印」又は「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者又は経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6 「従前の事業種目」	解散法人の事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	
8 「道府県民税 事業税の申告書」 地方法人特別税	空欄には、次のように記載します。 (1) 法人税の残余財産分配等予納申告書及び平成22年旧地方税法第72条の30第1項の規定による申告の場合は、「残余財産分配等予納」 (2) 法人税の清算確定申告書及び平成22年旧地方税法第72条の31第1項の規定による申告の場合は、「清算確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」	

欄	記載のしかた	留意事項
9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(2)）の7の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。
10 「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(2)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	
11 「課税標準となる法人税額③」	(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑧の欄の金額）を記載します。	
12 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額④」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑩及び⑪の欄の金額の合計額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
13 「法人税割額（③又は④× $\frac{100}{100}$ ）⑤」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は③の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は④の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑩と⑪の欄の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください。
14 「利子割額に関する計算」（⑫から⑮までの欄）	(1) これらの欄は、この申告書が清算確定申告書又はその申告に係る修正申告書であるときに記載します。 (2) ⑫の欄には、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計⑬」の欄と同じ金額を記載します。 (3) ⑬の欄には、⑫の欄の金額と⑤の欄の金額のうち少ない金額を記載します。 (4) ⑭の欄には、⑫の欄の金額から⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。なお、この申告書が清算確定申告書である場合で、⑬の欄を還付請求書に代わるものとして使用するときには、この金額を⑬の欄に移記します。 (5) ⑮及び⑯の欄は、この申告書が清算確定申告書に係る修正申告書であるときに記載します。 (6) ⑯の欄には、この申告の前の申告書の⑬の欄の金額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載します。また、これらの金額のうちまだ還付を受けていないものがある場合であっても上記の金額を記載します。 (7) ⑰の欄には、⑫の欄の金額から⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。	⑫及び⑬の欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。
15 「利子割額の控除額⑥」	⑬の欄の金額を記載します。	
16 「差引法人税割額⑦」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
17 「既に納付の確定した法人税割額⑧」	「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
18「この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額⑨」	この申告の前の修正申告書で既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人は、その修正申告書の⑩の欄の金額を含めないで記載します。また、この申告の前の更正において既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人についても同様に、「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」を含めないで記載します。	
19「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑩」	この申告書が清算確定申告に係る修正申告書であるときに、⑫の欄の金額を記載します。	
20「均等割額」 (⑬から⑰までの欄)	<p>(1) これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。</p> <p>(2) ⑬の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。</p> <p>(3) ⑭の欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。</p> <p>(ロ) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>④ 東京都の特別区のみにも事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>⑤ 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>⑥ 東京都の市町村のみにも事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一道府県分の均等割額</p>	<p>(1) 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、⑬の欄の月数には新設又は廃止の日を含みます。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、⑬の欄の金額は、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の金額を記載します。</p>
21「この申告により納付すべき道府県民税額⑪+⑭ ⑯」	⑪又は⑭の欄の金額に△印を付した場合におけるこの欄の計算については、⑪又は⑭の欄を零として計算します。	
22「東京都に申告する場合の⑤の計算」(⑰から⑳までの欄)	<p>(1) ⑰の欄は、東京都の特別区のみにも事務所等を有する法人にあっては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑱の欄は、東京都の市町村のみにも事務所等を有する法人にあっては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。</p> $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合は記載する必要はありません。
23「清算所得金額の総額㉑」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 残余財産分配等予納申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の8の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）</p> <p>(2) 清算確定申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)）の39の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
24「課税標準となる清算所得金額⑳」	一の都道府県のみに事務所等を有する法人にあってはこの申告書の㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
25「事業税額(㉑× $\frac{1}{100}$)㉒」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
26「既に納付の確定した所得割額」	既に納付の確定した所得割額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
27「課税標準となる事業税額㉓」	標準税率が適用される法人については、「事業税額㉑」の欄の金額を、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額㉔」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。	
28「地方法人特別税額(㉓× $\frac{1}{100}$)㉕」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
29「既に納付の確定した地方法人特別税額」	既に納付の確定した地方法人特別税額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
30「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉖」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、㉑、㉒及び㉕の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
31「利子割額の均等割への充当」	利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄にそれぞれチェックしてください。 なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。	
32「還付請求」の「予納額㉗」	法人税の予納申告に係る道府県民税の法人税割額並びに事業税額及び地方法人特別税額の清算中の予納額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉑又は㉕の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉒の欄に記載した事業税額及び㉕の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。	
33「還付請求」の「利子割額㉘」	利子割額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。 (1) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望する」とした場合均等割に充当される額を控除した後の額(㉑の欄の額から㉒の欄の額を控除した金額となります。)を記入してください。 (2) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望しない」とした場合㉑の欄に記載した金額と同額になります。	

法人事業税等の税率

(法人事業税・清算所得)

税率:%

区分	適用事業年度	課税標準	平成11年4月1日以後に開始する事業年度	平成20年10月1日以後に開始する事業年度
				(標準税率:%)
所得金額課税法人	普通法人	清算所得	10.08	5.78(5.3)
	特別法人	清算所得	6.93	3.93(3.6)
外形標準課税法人(所得割)		清算所得	7.56	3.26(2.9)

- ▶ 普通法人とは、以下の特別法人及び収入金額課税法人以外の法人をいいます。
- ▶ 特別法人とは、医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合(企業組合を除く)等をいいます。
- ▶ 収入金額課税法人とは、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人をいいます。
注) 収入金額課税法人は分配予納・清算確定申告では課税されません。
- ▶ 外形標準課税法人とは、解散の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人及び特定目的会社を除きます。)の行う事業(収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。)に対して課税される法人をいいます。
注) 外形標準課税法人は分配予納・清算確定申告では所得割のみ課税され、付加価値割及び資本割は課税されません。
- ◆ 平成22年10月1日以後に解散した法人は清算所得に対する課税が廃止され、所得に対して課税されるため、清算中の法人は解散をしていない法人と同様に第6号様式で申告する必要があります。
- ◆ 平成22年9月30日以前に解散した法人の法人事業税の税率は解散の日現在の税率が適用されます。
注) 清算所得には3段階軽減税率及び不均一課税は適用されません。

(地方法人特別税)

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人	81%

税 額 = 基準法人所得割額 × 税率

- ◆ 基準法人所得割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割)の税額のことです。

法人府民税の税率

(均等割)

	法人の区分	税率(年額)
1	資本金等の額が1千万円以下の法人など(※)	20,000円
2	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円
3	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円
4	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円
5	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円

※ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く)、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

- ◆ 均等割の税率は算定期間の末日現在における税率を適用します。
- ◆ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。
- ◆ 資本金等の額の判定は算定期間の末日の現況によります。
- ◆ 保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた税率を適用します。
- ◆ 均等割額は、「年額 × 算定期間中に事務所等を有していた月数 ÷ 12」で算定します。
※月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てます。

(法人税割)

課税標準	税率
清算所得に係る法人税額	5.8%

- ◆ 平成22年10月1日以後に解散した法人は清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割は廃止されました。清算中の法人は解散をしていない法人と同様に法人税額を課税標準として法人税割が課されるため、第6号様式で申告する必要があります。
- ◆ 平成22年9月30日以前に解散した法人の法人税割の税率は、解散の日現在における税率を適用します。
注) 清算所得に対する法人税額に係る法人税割には不均一課税は適用されません。